

日本学生支援機構

給付奨学金

採用時説明資料

「多子世帯」の支援区分の方へ

住民税上、あなたが生計維持者（原則、あなたの父と母）に扶養されていて、生計維持者が扶養する「子ども」の数が3人以上の世帯は、所得制限なく、国が定める一定額まで、授業料および入学金が免除となります。

※授業料等減免の手続きは、別途必要です。

給付奨学金の支給額が0円（授業料等減免の支援のみ）の場合であっても、給付奨学生としての手続きは必要です。

これから説明する内容を、よく確認してください。

● 給付奨学生証 (給付奨学生採用決定通知)

※「給付奨学生のしおり（全体版）」は日本学生支援機構のホームページに掲載しています。
必ず確認するようにしてください。




<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/siori/index.html>

- 給付奨学生としての心構え
- 知ってほしいこと

- (1) 給付奨学金制度について、十分に理解してください。
- (2) 支給中の手続きは、学校の指示を守り、期間内に行ってください。
- (3) 給付奨学生としての自覚と責任を持って勉学に励んでください。

知ってほしいこと


在籍報告（毎年4月 ※採用初年度は対象外）

 給付奨学生のしおり
3ページ、23ページ

※期限までに報告がなく、学校に在籍していることが確認できない場合は、
給付奨学金の振込みが止まります。
※報告された情報は10月の適格認定（家計）の結果に影響します。

適格認定（家計）（毎年10月）


給付家計急変採用の場合は、
3か月ごと

 給付奨学生のしおり
29ページ


※確認の結果、奨学金の支給を停止することや支給額が変わることがあります。
10月以降の支援区分は、スカラネット・パーソナルで確認してください。

適格認定（学業）（毎年学年末）

2年制以下の課程や高等専
門学校の場合は、半期ごと

 給付奨学生のしおり
3ページ、27～28ページ

※学業成績等を総合的に審査し、給付奨学金継続の可否等を判断します。
結果によっては、給付奨学金の支給が廃止や停止となることがあります。
また、状況によっては支給済みの給付奨学金について返還を求めることがあります。

 給付奨学生のしおり
11～13ページ

● **通学形態に応じた支給月額への変更**

○ **自宅月額から自宅外月額への変更**

自宅外通学の月額支給を受けるためには、書類審査が必要です。

学校に申し出て、所定の様式と証明書類を速やかに提出してください。

【参考】対象区分・必要証明書類確認チャート

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/zitakugai.html>



※授業料等減免のみが適用されており、第一種奨学金の貸与も受けていない人は、直ちに自宅外通学を申請する必要はありません。支援区分見直しによって給付奨学金の支給が開始される10月末までに申請してください。

○ **自宅外月額から自宅月額への変更**

自宅外通学から自宅通学へ変更となった場合も、手続きが必要です。

※手続きが遅れると、差額分の返金が必要となる場合があります。

給付月額の変更等



● 他の国費（※）による給付金との重複

奨学生本人が他の国費（※）による給付金を受けている間は、給付奨学金の支給を受けることができません。他の国費による給付金を受ける場合及び受給が終了した場合は学校に申し出てください。

※「教育訓練支援給付金」、「訓練延長給付」、「技能習得手当及び寄宿手当」、
「職業訓練受講給付金」、「高等職業訓練促進給付金」、「職業転換給付金訓練手当」

● 在留資格等の変更（外国籍の場合）

在留資格の変更や在留期間を更新した場合は、証明書類の提出が必要です。学校から所定の様式を受け取り、証明書類（「在留カード」のコピー等）と併せて学校に提出してください。

※在留資格の要件：法定特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、
定住者（将来日本に永住する意思のある人に限る。）、
家族滞在（一定の要件を満たす者に限る。）

● 住民税情報に反映されない新たに生まれた子等

一次採用（春）において2024年12月31日より後（二次採用（秋）においては、2025年12月31日より後）に生計維持者に生まれた子どもがいる場合は学校の奨学金担当窓口にご相談してください（在籍報告の申告時も学校へ相談してください）。

家計が急変した場合



定期的な募集（春・秋、予約採用）により給付奨学金の支給を受けていても、以下の予期できない事由により家計が急変した場合は、**家計急変採用の取扱いへと変更**することができます。速やかに学校に相談してください。

- A：生計維持者の一方（又は両方）が死亡
- B：生計維持者の一方（又は両方）が事故又は病気により、3か月以上、就労が困難
- C：生計維持者の一方（又は両方）が失職（非自発的失業に限る。）
- D：生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合であって、次のいずれかに該当
 - ①上記A～Cのいずれかに該当
 - ②被災により、生計維持者の一方（又は両方）が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生
- E：本人が父母等による暴力等から避難するために、「児童福祉法」又は「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の定める施設等へ入所等することとなった

※家計急変採用の取扱いに変更した後は、3ヶ月ごとの支援区分の見直しがあり、変更前の定期的な募集による採用の取扱いへと戻すことはできません。

連絡が必要なとき

給付奨学生のしおり
11ページ、17～22ページ、29ページ

以下の事由が発生した場合、必ず学校に連絡してください。

※手続きを行う場合は、提出期限があります。

<input type="checkbox"/> 改姓・改名	<input type="checkbox"/> 振込口座の変更
<input type="checkbox"/> 退学	<input type="checkbox"/> 通学形態の変更 (自宅通学・自宅外通学)
<input type="checkbox"/> 休学・留学※学籍が「休学」の場合・復学	<input type="checkbox"/> 転学・編入学
<input type="checkbox"/> 他の国費受給※「教育訓練支援給付金」など (page.8 参照)	<input type="checkbox"/> 学部・学科・コース変更
<input type="checkbox"/> 停止 (奨学生による申出)	<input type="checkbox"/> 多子世帯の判定に使う「子ども」の数 への加算を希望するとき



用語説明

スカラネット・パーソナル (スカラPS) とは

給付奨学生のしおり
36～38ページ

奨学金情報を確認したり、各種届出などの手続きができます。
「在籍報告」の提出もスカラPSを通じて行います。

スカラネット・パーソナルへようこそ

返還が難しくなった方の返還期限猶予について

転居の際は住所変更の手続きを忘れずに

スカラPS

<https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/>

ログイン・
新規登録ボタン





日本学生支援機構の奨学金は国が実施する**給付型の奨学金**です。

- **毎月、奨学金の振込みを確認**するため、振込口座の通帳に記帳してください。
※ 振込日は、4月と5月を除き、毎月11日ですが、土曜・日曜・祝日の場合はその前営業日です。
※ 複数の種別の奨学金を受けていて、いずれの奨学金の振込口座も同一の場合、合算した金額を振り込みます。奨学金種別ごとの振込金額の内訳は、スカラネット・パーソナルにてご確認ください。
- **学校に在籍していることを定期的に日本学生支援機構に報告**する必要があります。しっかりと内容を確認のうえ、正確に報告してください。
- 奨学金に関する説明は必ず確認し、書類の**提出期限は厳守**してください。
- **休学・退学・留学等の場合は、奨学金担当窓口**に届け出てください。
- 高等教育の修学支援新制度（給付奨学金及び授業料等減免）と**第一種奨学金（貸与）**を併せて利用する場合は、**第一種奨学金の貸与月額が自動的に調整され、減額または0円となる場合もあります。**⇒「併給調整」

奨学生の自覚をもって、これから充実した学生生活を送ってください。